

令和4年 第4回農業委員会議事録

令和4年4月25日午後3時00分に第4回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

9 番（鈴木 勲） 13 番（伊勢村孝之） 17 番（西塚 喜行） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

7 番（笹原 哲） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 6号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第10号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和4年 第4回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第4回通常総会を4月25日（月）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。7番 笹原哲委員より欠席する旨、9番 鈴木勲委員、13番 伊勢村孝之委員、17番 西塚喜行委員より遅れる旨、連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、こんにちは。今年は大雪で、春作業の遅れが心配されましたけれども、3月末から異常というほどの好天に恵まれまして、雪解けも進み、農作業も平年どおりに進んでいるものと思われまます。それでも、日中と夜間の寒暖差が非常に大きいようで、体を壊さないように十分注意して農作業を行ってくださいますようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもご苦勞様です。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

只今より令和4年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番 齋藤吉勝委員 15番 後藤一彦委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から2頁になります。案件は12件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相対契約の解約です。解約後の利用予定ですがNo.1から5が未定です。No.6は自作予定です。No.7から12は今回、農地法3条の申請や集積計画があげられております。申請地、申請人については資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようですので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第9号「農地法第3条の規定による許可申請」は3頁からです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は9件です。No.1と2は自作地を交換するものです。No.3、4、5の渡人は農業を廃止するため、No.6、7は耕作不便のため、No.8は受人側の要望によるものです。受人は経営規模拡大のための所有権移転です。No.9ですが、世帯を別にする兄弟に対する贈与です。No.1からNo.9は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は6件です。No.1から3の渡人は農業廃止のため、No.4から6の渡人は受人側の要望のためです。受人側はNo.4のみ新規就農で、このほかは全て経営規模拡大のための設定です。No.1からNo.6は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

最後に使用貸借権の設定についてご説明します。案件は3件です。No.1の渡人は農業廃止のため、受人側は経営規模拡大のための設定です。No.2、3は隣接する農地で耕作権をお互いに設定し利便性を高めるために申請したものです。No.1から3は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。11番 西塚孝也委員、復席ください。

(11番 西塚委員 復席)

次に、議第10号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、5番 高橋央委員、11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(5番 高橋委員、11番 西塚委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第10号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案

書 7 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が 6 2 0 a、使用貸借設定が 1 3 a、所有権移転は 2 1 3 a となります。申請地は、すべて農振農用地区域です。計画面積合計は 8 4 8 a となります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が 6 2 0 a、使用貸借設定は、田が 1 3 a、所有権移転は、田が 1 3 6 a、畑が 7 7 a、合計しますと田が 7 7 1 a、畑が 7 7 a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手 7 名、受け手 9 名、使用貸借設定は、出し手 1 名、受け手 1 名、所有権移転は、出し手 4 名、受け手 4 名、合計が、出し手が 1 2 名、受け手が 1 4 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3 年から 5 年が 7 件で 4 8 0 a、1 0 年以上が 2 件で 1 4 0 a です。使用貸借設定は、1 0 年以上が 1 件で 1 3 a です。

次に隣に移りまして、1 0 a 当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が 5 6 kg から 1 2 0 kg、現金が 1 万円から 2 万 1 千円です。所有権移転は、田が 2 万 7 千円から 1 6 万円、畑が 1 1 万 7 千円です。

それでは頁移りまして、2 0 頁からは個別状況です。No. 1 から No. 9 までは利用権設定、9 頁は所有権移転で、4 件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 0 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。5番 高橋央委員、
11番 西塚孝也委員、復席ください。

(5番 高橋委員、11番 西塚委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重
なる審議、誠にありがとうございました。

以上で、令和4年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様
でした。

午後3時23分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年4月25日

尾花沢市農業委員会

議 長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
